

2021 年 4 月 9 日

仙台市長 郡 和子 様

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望 (6)

日本共産党仙台市議団
団長 嵯峨サダ子

仙台市内における新型コロナウイルス感染症の感染者が 2 月下旬より拡大を続けており、長期にわたるコロナ禍での市民の暮らしは、より一層の困難を深めています。3 月 18 日の県と本市における緊急事態宣言発令、同月 25 日からの営業時間短縮の協力要請（第 4 期要請分）など、拡大防止対策に尽力されてきたことには、あらためて敬意を表します。

しかしながら、市内の感染拡大は収束が見通せない状況が続き、3 月 29 日には過去最高の 122 人の感染者が発生し、以後、高止まりで推移をしています。

こうしたことを受けて、4 月 5 日より国による「まん延防止等重点措置」が本市に適用となり、当面 5 月 5 日までの集中的対策が求められています。

コロナ禍における市民の命と暮らしを守るための施策は多岐にわたります。国や県の財源による施策にとどまることなく、市独自の財源も投入し、感染拡大防止と困窮するすべての市民への生活支援を行い、地方自治体としての役割をしっかりと果たすことを求め、以下、要望いたします。

— 記 —

- 1、まん延防止等重点措置区域内の高齢者施設・障害者施設の従業員等に対する検査の頻回実施については、入所型に限らず、通所型も含めること。また、医療機関や保育施設、学校、救急隊員などにも対象を広げること。
- 2、先の災害対策会議では、危機管理局長から希望者を対象とする検査について検討したい旨のご答弁をいただいたところだが、感染の急拡大による保健所の積極的疫学調査や濃厚接触者の受診調整の負担の増加も踏まえれば、希望者が気軽に PCR 検査を受けられる仕組みを早急に構築することが求められている。希望者が受検できる検査センターの設置や薬局等での PCR 検査キットの配布をすみやかに行うこと。

- 3、変異型特定のためのゲノム解析機器を早急に整備し変異株の検査体制を拡充すること。
- 4、かかりつけ医を含め民間の診療所等での検査により陽性が判明する人も多く、コロナの早期発見に大いに寄与している。コロナ検査に対する補助は、コールセンターで情報提供している診療所等に限らず、検査を行うすべての医療機関に対象を広げること。
- 5、感染の急拡大により医療現場には深刻な負荷がかかっている。公立病院として受け入れ病床の拡大などコロナ対応の先頭に立っている市立病院の減収補填を行うこと。また、災害派遣医療の枠組みを応用して、県外からの応援看護師を抜本的に増員するよう国に求め、市立病院の医療体制を機動的に強化すること。
- 6、市独自で市内の医療従事者への慰労金を支給すること。
- 7、医療提供体制がひっ迫する中、仙台赤十字病院、東北労災病院の統合の検討はやめるよう県に強く求めること。
- 8、軽症・無症状感染者の宿泊療養施設のさらなる確保においては、建物だけでなく、そこに常駐する医療従事者や職員を配置しなくてはならないという課題がある。宿泊療養施設に配置する医療従事者や職員の派遣を国に求めること。
- 9、濃厚接触者は保健所の指示で自宅待機となるものの、生活の保障はいまだに何もなく、非正規雇用やフリーランスなどの場合、収入減に直結することになる。濃厚接触者への経済的支援を国に求めるとともに、市独自の支援を行うこと。
- 10、新型コロナの影響による生活困窮者への支援は国の施策の範囲にとどまらず、食料支援や商品券の配布など市独自の取り組みを行うこと。
- 11、女性は非正規雇用の割合が高く、コロナ禍でシフトの減少や失業などにより女性の貧困が広がっている。こうした中、経済的な事情で生理用品を購入できないなどの「生理の貧困」が社会問題となり、豊島区や足立区、多摩市などは役所の窓口で生理用品の無料配布を始め、国は生理用品の配布

などを行う支援団体に交付金を出すとしている。仙台市としても公共施設や学校で生理用品の無料配布を始めること。

- 12、住居確保給付金の給付期間（１２ヶ月）のさらなる延長と、６月末までとなっている再申請の受付期間の延長、および再申請の給付期間（３ヶ月）の延長を国に求めること。また、生活保護を受けられる収入であっても収入額の算定方法の違いにより住居確保給付金は受けられないという制度上の矛盾と、一人で生計を立てている学生が親の扶養に入っていることをもって対象にならないという問題点を国に提起し改善を求めること。
- 13、今年度の国民健康保険料についても昨年度と同水準の減免を行うよう国に求めること。
- 14、長引くコロナの影響で事業者の休業や廃業が相次いでいる。自粛と補償は一体であり持続化給付金や家賃支援給付金の再給付を国に求めること。
- 15、コロナ禍のもと、暮らしや営業への支援策として世界では消費税（付加価値税）の減税に踏み切った国が５０カ国以上に及んでいる。国に対して消費税減税を求めること。
- 16、非正規労働者は、時短の要請等で労働時間が減らされ、収入減に直結している。４月末で打ち切られる雇用調整助成金、休業支援金の特例措置の延長を国に求めること。
- 17、３月１０日から受付が始まった時短要請等関連事業者支援金は、速やかに支給すること。また、観光やタクシー、音楽や演劇関係者、小売業など業種を問わず対象となることをしっかり周知すること。重点措置が５月５日までとなり、さらなる経済の悪化が危惧されるので期間を延長し支給額を上乗せすること。
- 18、温泉旅館など宿泊業等には減収の規模に見合った支援を創設すること。
- 19、まん延防止等重点措置の実施に伴う罰則の適用は慎重に行うこと。
- 20、重点措置の適用で、飲食店等にはアクリル板やＣＯ２センサーの設置などを要請することになっているが、感染防止対策をより推進するためにも、設

置に対する支援を行なうこと。

- 21、ガス事業民営化について、コロナの影響で3月末に延長した提案審査書の提出期限をさらに6月末まで延長するとしている。現時点で提案できないこと自体が譲渡者として不適格である。今はコロナ対策に全力を傾注すべき時であり、ガス事業民営化は中止すること。
- 22、長引くコロナ禍で、学齢期の子どもがいる世帯への経済的影響が拡大している。「まん延防止等重点措置」適用とほぼ同時に、不安の中新学期を迎えるすべての子どもと家庭に対し、適用期間中となる4月5月分の学校給食費を無償化すること。
- 23、緊急事態宣言以降、市民には外出自粛要請が求められ水光熱費の負担が増している。市民生活応援のため、少なくとも、昨年に行い市民から喜ばれた上下水道基本料金の免除を実施すること。また、ガス料金についても減免を行うこと。
- 24、検査の拡充や人員体制強化、経済対策などに対する十分な財政措置を行うよう、国や県に強く求めること。
- 25、事業の中止や見直しなどによる財源ねん出と合わせて、基金からの借り入れや取り崩しもおこなって財源を確保し、コロナ対応に躊躇なく財政出動すること。
- 26、保健所の体制強化や陽性者の搬送など人員確保が必要なものについて、調整本部である宮城県が役割を果たすよう申し入れること。
- 27、コロナ対策が長引いていることにより、職員の心身の疲労の蓄積を大変危惧するところである。過酷な超過勤務とならないよう労務管理を徹底することと合わせて、職員の心身のケアに特段の配慮をすること。
- 28、会計年度任用職員の思い切った採用などを図り、検査やワクチン接種の業務が遅滞なく遂行できるようにすること。

以上